

## 金融負債の分類・測定要件に関する考え方について

### 検討の目的

1. 本ペーパーでは、金融負債の分類及び測定に関して、検討状況の整理（以下「DP2」という。）で提案するモデルの概要を再確認するとともに、これまでの審議の過程を基礎としつつ、考え方の検討を行う。

### DP2 における提案

2. DP2 では、次のような理由から、IFRS 第 9 号の取扱いを基礎としつつ、問題となる事項を個別に検討するアプローチを採用している。
  - IASB において、当委員会からのコメントを含む様々な意見を検討し議論を経て IFRS 第 9 号が確定した経緯があること。
  - 金融負債の分類及び測定に関する IFRS 第 9 号のアプローチは、公正価値オプションや複合商品における一部の定めを除き、我が国の金融商品会計基準における考え方と大きな相違はないと考えられること。
  - 現行アプローチを出発点として IFRS 第 9 号への道筋を検討するアプローチも考えられるが、金融資産の検討状況の整理が公表されていることを勘案すると、金融資産と金融負債とで統合的なアプローチで検討することが望ましいと考えられること。
3. DP2 で基礎とした IFRS 第 9 号における金融負債の分類及び測定のモデルの概要は、次のとおりである。

#### （DP2 で基礎とした IFRS 第 9 号における金融負債の分類及び測定のモデル）

対 象	測定の方法	評価差額
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トレーディング目的</li> <li>・ 公正価値オプションが適用される金融負債</li> <li>・ 一定の複合商品<sup>1</sup></li> </ul>	公正価値	原則、当期純利益 <sup>2</sup>

<sup>1</sup> 組込デリバティブを含み、主契約が金融負債に該当する複合商品のうち、企業が公正価値で測定するよう指定したもの。

対 象	測定の方法	評価差額
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融保証契約</li> <li>・ 市場金利より低い金利を条件とする貸出コミットメント</li> </ul>	IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従って算定された価額と当初認識額から IAS 第 18 号「収益」に従って算定された累積償却額を控除した額のいずれか高い方	当期純利益
上記以外の金融負債	償却原価（実効金利法）	N/A

(注) 金融資産以外を主契約とする複合商品については、組込デリバティブの経済的価格及びリスクが主契約のものと密接に関連していない等の要件を満たす場合、区分処理することを要求。

4. IFRS 第 9 号における金融負債の分類及び測定モデルについては、次のような長所・短所があるものと考えられる。

( IFRS 第 9 号における分類及び測定モデル )

( 長所 )

- 多くの金融負債が償却原価で測定されること。現実的に企業は金融負債の満期に支払いを行うことが多いことから、通常の事業活動における法的な契約上の支払義務を表わした償却原価による測定は多くの場合妥当と考えられること。
- 他方、資金を運用するポジションであれば、その負債は、負のトレーディングと考えられるため、トレーディング目的の金融負債については、公正価値での測定が妥当と考えられること。
- 公正価値測定の対象をトレーディング目的の金融負債と公正価値オプションが適用される金融負債に限定することによって、自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額が純利益に表示されうるケースが限定されること。
- 公正価値オプションが適用される金融負債について、自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額をその他の包括利益 ( OCI ) に表示する方法を通じて、自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額の純利益への表示に関する利害関係者からの懸念 ( いわゆる負債のパラドクスの問題 ) に対応しうること。
- 従来の IAS 第 39 号をベースとしたものであるため、実務に大きな変更がないことが予想される他、組込デリバティブの区分処理の要件を含め、基準の運用可能性についてある程度の検証がされていること。
- 償却原価と公正価値以外の新たな測定属性を創出することにならないこと。

<sup>2</sup> 公正価値オプションが適用される場合、公正価値の変動額のうち自己の信用リスクの変動に起因する部分については、純利益にミスマッチを生じさせる場合を除き、その他の包括利益 ( OCI ) に計上するとされている。

## （短所）

- （金融資産の分類及び測定に比べて要請自体が小さいものの）組込デリバティブの区分処理の点等について、会計基準の簡素化の要請には対応していないこと。
- 金融資産の分類及び測定モデルと比較して、対称的、或いは、一貫したアプローチが適用されないこと。
- （金融資産と比較して影響は小さいものの）目的による区分について、経営者の恣意性の余地があると考えられること。
- 公正価値オプションが適用される金融負債について満期前に消滅の認識がされる場合、OCI に表示された金額についてリサイクリングを行わない方法に対して懸念が示されていること。

## DP2 の提案に対するコメント

5. IFRS 第 9 号を基礎とした金融負債の分類及び測定モデルの提案に対して、金融負債に公正価値オプションを適用した場合におけるリサイクリングの取扱いを除き、概ね支持が示された（詳細：別添 1 参照）。

## 企業会計基準委員会でのコメント紹介時の発言

6. 第 226 回企業会計基準委員会（6 月 16 日開催）及び第 228 回企業会計基準委員会（7 月 14 日開催）では、主として IFRS 第 9 号を基礎として検討を進めていくアプローチに関して、次の点について慎重な検討が必要という趣旨の指摘を除き、基本的に賛同が示された。なお、これらの点については、今後の専門委員会における検討の対象とする。
  - 金融負債に公正価値オプションを適用した場合に生じるリサイクリングの取扱い
  - 複合商品の区分処理に関する取扱い
  - プロジェクトの範囲（払込資本を増加させる可能性のある契約を検討の対象に含めるか否か）

現行基準の取扱い<sup>3</sup>

7. 我が国の現行の会計基準では、主に、法的形態をベースに以下のような取扱いとなっ

<sup>3</sup> 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」

ている。

対 象	測定の方法	評価差額
<ul style="list-style-type: none"> <li>支払手形、買掛金、借入金、社債その他の債務</li> </ul>	債務額	N/A
<ul style="list-style-type: none"> <li>社債（社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合）</li> <li>利息の支払時期又は支払額が不規則な借入金、社債等</li> </ul>	償却原価	N/A
<ul style="list-style-type: none"> <li>担保受入金融資産の返還義務</li> <li>払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品（組込デリバティブを区分して測定できないもの）</li> </ul>	公正価値 <sup>4</sup>	当期純利益
<ul style="list-style-type: none"> <li>債務保証契約<sup>5</sup>（金融資産又は金融負債の消滅の認識の結果、生じるものを除く）</li> <li>クレジット・デリバティブ及びウェザー・デリバティブ<sup>6</sup></li> <li>当座貸越契約及び貸出コミットメント<sup>7</sup></li> </ul>	N/A （注記により開示）	N/A

#### FASB の動向

- FASB では、2010 年 5 月に公表した公開草案に対するコメント受領後、分類及び測定モデルの再検討を続けている。これまでの審議の結果、次のようなフローによる分類及び測定モデルを暫定決定（9 月 7 日時点）しており、その内容は公開草案で示されたものと大きく異なっている（詳細：別添 2 参照）。
- FASB は、本年第 4 四半期に最終基準化を予定しているが、その前に、改訂案を公表して意見募集を行う予定である。その際、IASB は、FASB の改訂案について意見募集を行うことを予定している。

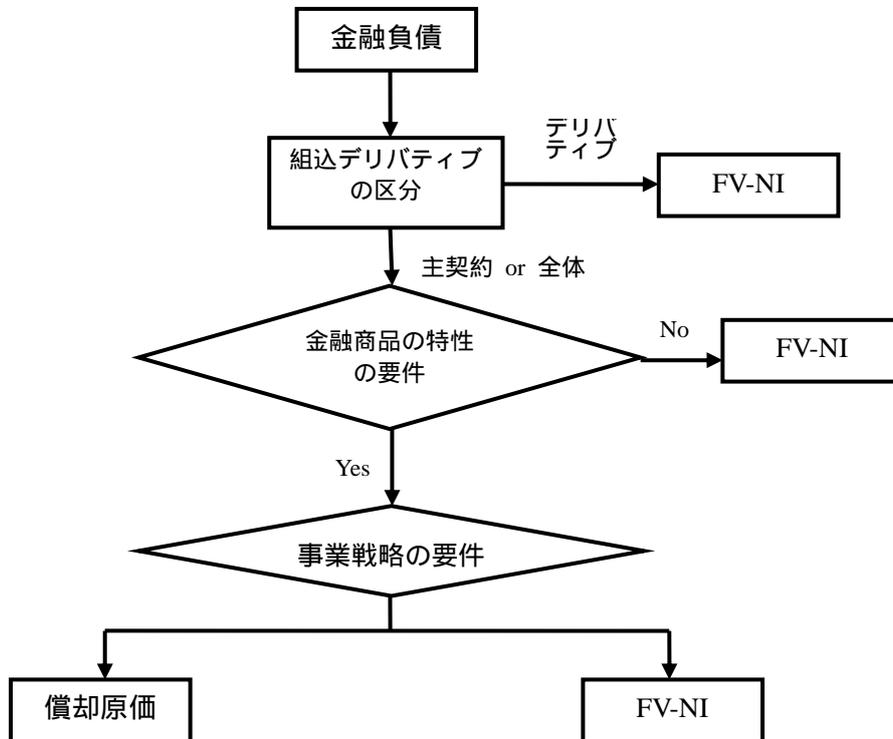
<sup>4</sup> 本資料では、金融商品に関する会計基準において使われている「時価」に代え、「公正価値」と表記している。

<sup>5</sup> 損失の発生可能性が高い場合、引当金を計上する。

<sup>6</sup> 市場価格に基づく価額又は合理的に算定された価額がある場合、当該価額をもって評価する。

<sup>7</sup> 極度額又は貸出コミットメントの額から借手の実行残高を差し引いた金額を注記する。

**金融負債の分類決定フロー（FASB で検討されているアプローチ）**



**金融負債の分類及び測定に関する考え方の検討**

10. DP2 において提示した金融負債の分類及び測定に関するモデルに対してはこれまで、第 5 項及び第 6 項に記載のとおり、特段の懸念は寄せられなかった。提案モデルは、多くの場合、償却原価による測定となるため、結果として、現行の日本基準の分類モデルと比較して大きな変更はないと考えられたこともこの一因にあると考えられる。
11. 他方、第 8 項及び第 9 項に記載のとおり、DP2 公表以降、FASB で検討されているアプローチについて大きな変更がされている他、IASB もこれについて意見募集を行う意向を示している。また、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）からハイブリッド金融商品の会計に関する研究結果等が示されている他、各国会計基準設定主体者会議（NSS）においてもこれに関する議論が行われている<sup>8</sup>。
12. DP2 で提案したように、金融負債の分類にあたり、引き続き、IFRS 第 9 号をベースとして検討を進めていくことが考えられるが、こうした状況の変化等を踏まえ、DP2 の提案モデルを出発点としつつも、FASB で検討されているアプローチの他、これまで IASB でされてきた審議も一部参照しつつ、金融負債の分類及び測定に関する考え方につい

<sup>8</sup> EFRAG の文書や NSS においては、主に、金融資産を中心とした議論がされている。

て再度確認することとしたい。

#### ( FASB で検討されているアプローチ )

13. FASB で検討されているアプローチでは、金融商品の分類及び測定は、金融商品の特性と企業の事業戦略の両方に基づいて決定されるとしており、金融負債について、金融資産とは別に、主に目的によって分類及び測定方法を定めている IFRS 第 9 号とアプローチが異なっている。
14. 他方、FASB で検討されているアプローチによると、結果的に、多くの金融負債（通常の貸付金や借入金を含む）について償却原価で測定されることになると考えられ、次に関する点を除き、IFRS 第 9 号における会計処理と大きな差異はないものと考えられる（詳細：別添 3 参照）。
- 償却原価で測定する金融負債に関する当初認識額
  - 公正価値オプションの適用範囲
  - 自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動部分に関する表示、及び、OCI に計上した金額に関するリサイクリング
15. FASB で検討されている分類及び測定のアプローチ<sup>9</sup>については、次のような長所・短所があるものと考えられる。

#### ( FASB で検討されている分類及び測定のアプローチ )

##### ( 長所 )

- 金融資産と金融負債について、全体として、対称的なアプローチを適用することが可能となること。
- 事業戦略は金融商品毎に決定されないため、全体として、経営者の恣意的な目的変更による分類及び測定方法の変更の余地が小さくなること。
- 多くの金融負債が償却原価で測定されること。現実的に企業は金融負債の満期に支払いを行うことが多いことから、通常の事業活動における法的な契約上の支払義務を表わした償却原価による測定は多くの場合妥当と考えられること。
- 自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額を OCI に表示しないため、リサイクリングの問題が発生しないこと。
- 多くの点について、現状の米国会計基準をベースとしたものであるため、実務に大きな変更がないことが予想される他、組込デリバティブの区分処理の要件を含め、基準の運用可能性についてある程度の検証がされていること。

<sup>9</sup> 本分析では、分類及び測定のアプローチに焦点を当てることとし、公正価値オプションの適用範囲等については、今後の専門委員会における検討の対象としている。

（短所）

- （金融資産の分類及び測定に比べて要請自体が小さいものの）組込デリバティブの区分処理の点等について、会計基準の簡素化の要請に対応していないこと。
- 自己の信用リスクの変更に起因する公正価値の変動額が純利益に認識されるため、いわゆる負債のパラドクスに関する利用者からの懸念に対応できていない可能性があること。

（IASB でこれまで検討されてきたアプローチ）

16. IASB は、2008 年 3 月に、ディスカッション・ペーパー（DP）「金融商品の財務報告における複雑性の低減」を公表し、金融商品の会計処理のあり方について広く意見を求めていた。この中では、複雑性の低減等の観点から、すべての金融商品を単一の方法（公正価値）を用いて測定することを長期的な目標と掲げつつ、そこに至るまでに幾つかの中間的なアプローチがあり得ることが記載されている。
17. DP では、すべての金融商品を公正価値で測定することを原則としつつ、一部について原価をベースとした方法で測定することを例外的に認める方法を中間的なアプローチの一つとして挙げていた。このため、本ペーパーでは、当該アプローチの長所・短所等について改めて分析する。

（参考）

（考え方）すべての金融商品を公正価値で測定することを原則としつつ、一部について原価をベースとした方法で測定することを例外的に認める。

（原価をベースとした方法での測定を例外的に認める要件）

原価をベースとした方法での測定を例外的に認めるに当たって、金融商品のキャッシュ・フローの変動可能性をその要件とすることが考えられる。たとえば、デリバティブや持分投資等、キャッシュ・フローの変動可能性が高い金融商品については一律に公正価値での測定を要求する一方、キャッシュ・フローが固定又は変動可能性が小さい金融商品（例：通常の借入金、社債）については公正価値測定を原則としつつも原価をベースとした方法での測定を例外的に認めることが考えられる。

（長所）

- 金融機関は、通常、短期の資金調達に基づき、長期の運用をしていると言われており、金融資産と金融負債をともに公正価値測定することによって、資産・負債

のデュレーションのミスマッチによるリスクを財務諸表に適切に反映することが可能となること。

- 金融負債の分類及び測定について原則として単一の方法を採用することとなるため、金融負債に関する会計基準が大幅に簡素化されること（例えば、デリバティブの定義が不要となる他、ヘッジ会計も一部不要になると考えられる）。
- 将来キャッシュ・フローの変動可能性が高い商品（例えば、デリバティブ）については、多くの場合、当初キャッシュ・フローと最終時点のキャッシュ・フローとに高い相関性がないこと。このため、将来キャッシュ・フローの予測に殆ど価値がないため、原価をベースとした方法での測定は不適當であり、将来キャッシュ・フローの金額、時期、不確実性を評価するために公正価値の方が妥当と考えられること。
- 将来キャッシュ・フローが固定的、又は、変動可能性が低い商品（固定金利条件の借入金等）についても、公正価値で測定することによって、借入時期等が異なるものの同一のキャッシュ・フローを生じさせる複数の支払債務の測定を統合的にすることが可能になること。
- （複合商品の区分処理の要件を含めて）原則として、個別にルールを設ける必要がないため、新たな金融商品にも比較的容易に対応しうること。

（短所）

- 金融負債は借入金のように一般的には市場がないか、社債のように市場があっても、自己の発行した社債を公正価値により自由に清算するには事業遂行上等の制約があるため、出口価格である公正価値による測定に馴染まないと考えられること。
- 資金を運用するポジションであれば、その負債は負のトレーディングとも考えられ公正価値での測定が妥当となる一方、事業資金を調達している負債については、それがどのように利用されているかと切り離して公正価値の変動を成果と捉えることは適切でなく、償却原価で測定することが適切とされること。
- 金融負債を公正価値で測定する場合、自己の信用リスクの変更に起因する公正価値の変動額が純利益に認識されるため、いわゆる負債のパラドクスに関する利用者からの懸念に対応できていない可能性があること。負債の公正価値測定によって純利益が増減する場合、会計処理の結果が直観に反するものとなる他、経営者に不適切なインセンティブを与えるという指摘もされていること。
- 一部の金融負債の分類及び測定について、公正価値と原価をベースとした方法という複数の選択肢の使用を認めることにつながるため、結果として、比較可能性が阻害される可能性があること。
- 原価をベースとした方法での測定を例外的に認める要件を別途設ける必要がある

他、例外要件の適用において恣意性の余地があり得ること。

- 現行基準と比較して、金融負債の分類及び測定方法について大幅な改訂につながる可能性があること。

18. 2009年7月にIASBが公表したIFRS第9号の公開草案(ED)では、金融資産と負債の双方について、金融商品の特性とビジネスモデルに基づいて統一的に分類及び測定のあり方を定めるアプローチとする方向を提案していたが、これに対して次のようなコメントが寄せられた。
- (1) 金融危機で指摘された問題の多くは金融資産に関するものであったことから、プロジェクトのスピード感を考えると、金融資産に注力すべきではないか。
  - (2) 資産と負債について対称的なアプローチをとることは、表面上は魅力的に感じられるものの、これが必要であるとは必ずしも言えない。
  - (3) EDの分類及び測定モデルによると、多くのハイブリッド商品や組成された負債契約がFV-PLで測定されることになり、自己の信用リスクの変動が純利益に影響を与えることになってしまう。
  - (4) 資本の性質を有する金融商品のプロジェクトの動向如何によって、検討の対象となる金融負債自体が異なる可能性がある。
19. IASBは、特に(3)の点に対処するため、限定的な対応((a)組込デリバティブの区分処理を維持する、(b)金融負債の事後測定において自己の信用リスクの変動を反映させない、のいずれかを採用)を講じた上で、金融資産と負債について同時に最終化することも検討したが、自己の信用リスクの取扱い等について更なる検討が必要と考えられたことから、金融資産の分類及び測定部分に限って、2009年11月にIFRS第9号「金融商品」を最終化した。
20. 自己の信用リスクの変動が財務報告に与える影響については、多くの利害関係者から、EDの提案に対して懸念が示された。とりわけ、EDの提案によると、次のような点により、公正価値測定の対象となる金融負債の範囲が拡大する結果、自己の信用リスクの変動が財務報告に与える影響が一層拡大するのではないかという指摘がされた。
- (1) 組込デリバティブの区分処理を廃止することによって、主契約が金融負債である複合商品について、全体を公正価値で測定するように分類されること。
  - (2) 特定の金融負債(劣後商品等)が基本的な貸出金の性質の要件(最終化されたIFRS第9号における、キャッシュ・フローが元本と金利のみから構成されるという要件)を満たさないため、公正価値で測定するように分類されること。
  - (3) 優先劣後構造等に基づき発行された金融負債が、レバレッジに関する定めによっ

て、公正価値で測定するように分類されること。

21. こうしたコメントを踏まえ、IASB では、自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額について、次のような代替案を提示して検討が行われた。

- (1) 一部の金融負債<sup>10</sup>について、事後測定において公正価値から自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額を公正価値から控除した額で測定する方法 ( frozen credit spread )。
- (2) 公正価値で測定されることになる金融負債 ( トレーディング目的によるもの等を除く ) について、自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額、又は、公正価値の変動額のすべてを OCI に表示する方法。
- (3) 金融負債を主契約とする複合商品について、次のいずれかの方法によって区分処理を行う方法。

複合商品について、IAS 第 39 号における要件 ( 複合商品の一部がデリバティブの定義を満たすか否かの検討を含む ) に基づき、区分処理を行う方法。

複合商品の主契約が IFRS 第 9 号における金融資産の分類要件を満たすか否かの観点から、区分処理を行う方法。

- (4) 一部の金融負債<sup>11</sup>について、償却原価で測定した上で、当該負債の公正価値を財務諸表に表示する方法 ( FASB で検討されていた方法 )。

22. こうした検討に対して、多くの利害関係者から、いずれの方法も複雑性の軽減やより有用な情報の提供につながらないとのコメントが寄せられ、強い支持が示されなかった。このため、IASB は、変更をすることによる便益がそれに伴うコストを上回らないと判断し、金融負債については、公正価値オプションが適用される金融負債に関する自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額を OCI に表示するとした点を除き、IAS 第 39 号の取扱いを概ね維持することとした。

23. こうした経緯を踏まえつつ、本ペーパーでは、金融負債を主契約とする複合商品について第 21 項(3) の方法により複合商品について区分処理を行うこととしつつ、一部の金融負債の測定について第 21 項(1)の方法を採るアプローチについて、その長所・短所等について分析する。なお、Frozen credit spread によるアプローチは、自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額を純利益に表示することを防止するために採り得る措置の一つと考えられるため、当該変動額を OCI に表示するアプローチを同時に採用することはないものとする。

( 参考 )

<sup>10</sup> 償却原価測定の要件を満たさないものの、契約キャッシュ・フローに基づくビジネスモデルで管理されている金融負債。

<sup>11</sup> 同上。

（考え方）金融負債について、原則、金融資産の分類及び測定と同様のアプローチを採りつつ、次の措置を講ずる。

- ・ 複合商品の主契約が IFRS 第 9 号における金融資産の分類要件（契約上、キャッシュ・フローが元本と金利のみから構成される）を満たすか否かの観点から、区分処理を行う。
- ・ 償却原価測定の要件を満たさないものの、契約キャッシュ・フローに基づくビジネスモデルで管理されている金融負債について、事後測定において、公正価値から自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額を控除した額で測定する (frozen credit spread)

（Frozen credit spread アプローチに関する具体的な適用方法）

当初認識時における測定には、自己の信用リスクを反映するが、事後測定には、自己の信用リスクの変動を反映しない。その際、公正価値の変動額のうち市場リスクを生じさせる市場状況の変動に起因しない金額について、自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額と看做すことが考えられる。

（長所）

- 金融資産と金融負債について原則として同一のモデル（対称的なアプローチ）を採りつつ、自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額を純利益に認識する余地を小さくしうること。
- 金融負債を主契約とする複合商品の多くが契約金利をベースに管理されているという指摘を踏まえると、金融資産の分類要件をベースとして組込デリバティブの区分の要否を判断した方が合理的とも考えられること。
- 金融商品の契約条件と企業のビジネスモデルから定めるため、商品設計による利益操作の余地を減じることが可能となる他、目的による区分による経営者の恣意性の余地を排除しうると考えられること。
- 多くの金融負債が償却原価で測定されること。現実的に企業は金融負債の満期に支払いを行うことが多いことから、通常の事業活動における法的な契約上の支払義務を表わした償却原価による測定は、多くの場合、妥当と考えられること。

（短所）

- 組込デリバティブの区分処理の要件について新たな指針の開発が必要であり、複雑性が増すことになり得る一方で、IAS 第 39 号による区分処理の方法と比べて、結果的に大きく変わらないと考えられること。
- Frozen credit spread アプローチは、償却原価、公正価値以外の新たな測定属性

を創出することになるが、利用者にとって、当該測定の意味を理解することが困難と考えられること。

- 企業が自己の信用リスクを参照する金融資産を保有している場合、特段の取扱いを設けない限り、金融資産と金融負債とで測定のミスマッチが生じてしまうこと。
- 自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額を適切に測定することが実務的に困難であること。
- Frozen credit spread による測定は公正価値測定ではないため、公正価値オプションが適用される金融負債について、いわゆる負債のパラドクスの問題を解消できないこと。

24. なお、議論の参考として、「金融負債の分類及び測定要件に関する考え方の比較」（審議事項（１） - - 3）において、IFRS 第9号のモデル、FASB で検討されているアプローチ、参考 の考え方、参考 の考え方について、長所及び短所の比較を行っている。

(Discussion Point)

- FASB で検討されているアプローチについて、長所・短所等の分析等を踏まえ、どう考えるか。
- IASB から 2008 年 3 月に公表された DP や IFRS 第 9 号における審議の経緯やその長所・短所等を踏まえ、次のアプローチについてどう考えるか。
  - 金融負債について、公正価値測定を原則としつつ、償却原価による測定を例外的に認める方法
  - IFRS 第 9 号における金融資産の分類及び測定方法と対称的なアプローチを採りつつ、複合商品について主契約が金融資産で採用された分類要件を満たすか否かの観点から区分処理を行うとともに、一部の金融負債について Frozen credit spread による測定を求める方法

以上

(別添1)

**関連コメントの概要とその対応(案)****「金融商品会計基準(金融負債の分類及び測定)の見直しに関する検討状況の整理」に対するコメント**

次の表は、金融負債に関する会計基準の見直しに対する全般的なコメントを纏めたものであるが、金融負債の分類及び測定の基本モデルそれ自体について否定的なコメントは特段なかった。

項目	コメントの概要
1. 全般的な事項	
1) IFRS 第9号をベースとすることを支持。	国際会計基準とのコンバージェンスの観点から、IFRS 第9号を基礎として、金融負債の分類及び測定の方法を定めていることについて異論はない。引き続き、国際会計基準との整合性を保ちながら基準改定を行っていただきたい。
2) 売買目的以外の金融負債を償却原価法で評価する提案を支持。	金融商品について全面時価評価すべきという意見もあるが、当研究会はかねてから金融商品は保有目的を勘案して評価すべきであり、とりわけ売買目的以外の金融負債は、資産のファイナンスのために取り入れられることが多く、当該金融負債のみを時価評価するとミスマッチを生じる、こうした金融負債は満期まで保有され、借入から満期までの累積損益はゼロになるので、時価評価は徒に当期損益の変動性を高める、こうした金融負債は通常はリファイナンスされるという立場から時価評価には反対してきた。こうした立場から、売買目的以外の金融負債を償却原価法で評価する本検討状況の整理を支持する。
3) IFRS 第9号について、更なる改訂が必要。	<p>金融資産の会計基準は、IFRS においては IFRS9号(分類及び測定:金融資産)として2009年11月に既に基準化がなされており、日本基準においても2010年8月にASBJから検討状況の整理が公表され、IFRS9号をベースに日本基準の見直しを進める方向性が示されている。</p> <p>IFRS9号において、トレーディング目的ではない資本性金融商品においては公正価値の事後的な変動をその他の包括利益で認識することは認められているものの、実現時に純利益に認識(リサイクリング)することは容認されておらず、純利益の内容が変質する懸念がある。従って、IFRS9号に以下の改善を行うことが必要だと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ トレーディング目的ではない資本性金融商品において、公正価値の事後的な変動をその他の包括利益で認識した場合において、リサイクリングすることを容認する。</li> <li>・ 資本性金融商品以外の金融商品についても幅広く公正価値の事後的な変動をその他の包括利益で認識し、リサイクリングすることを容認する。</li> </ul>
4) IASB・FASB 及び	米国 FASB においても金融商品会計基準の見直しが検討されているが、OCI 区分の対

項目	コメントの概要
<p>欧州等の動向も見極めて、我が国の会計基準を策定すべき。</p>	<p>象・リサイクルの取扱い・非上場株式の測定等の主要な論点に関しては、IFRS9号とは異なる方向で検討が進められている。また、欧州においてはIFRS9号のエンドースメントを延期しており、欧米におけるIFRS9号の適用に向けては今後も不確定要素を含むと考えられる。</p> <p>したがって、日本においても金融商品会計を巡る国際的な動向を踏まえ、IFRS9号の内容に縛られることなく国内諸制度との関係も踏まえた慎重な検討をお願いすると共に、金融商品会計基準の包括的な公開草案の公表タイミング及び基準の適用時期についても慎重に検討頂きたい。さらには、将来的な日本基準のあり方として少なくとも当面の間は現行の日本基準を存置する選択肢を現時点で排除すべきではないとも考える。</p>
<p>5)単体財務諸表における取扱いについても慎重に検討すべき。</p>	<p>関係者の様々な意見を聴取しながら、連結先行の考え方を当基準においてどのように取り扱うのかについても、検討に含めるべきである。</p> <p>今回の検討対象である金融商品会計基準は個別財務諸表にも適用されることを踏まえると、会社法や税法などの国内諸制度との調整が必要になることから、とりわけ金融負債に対する公正価値オプションの導入に関しては、十分な議論なしに日本基準への導入を行うべきではない。</p>

( 別添 2 )

**金融商品に関する FASB の分類・測定モデル ( 9 月 7 日時点の暫定決定 )**

FASB では、金融商品に関する分類・測定モデルについて、次のような暫定決定が行われている。

(a) 金融商品の分類と測定は、金融商品の特性と企業の事業戦略の両方に基づいて決定される。

(b) 金融商品の特性

金融商品の特徴の要件では、次の負債性金融商品 ( debt instrument ) の特徴を備えているか否かを判断する。特徴を備えていない金融商品は公正価値で測定され、その評価差額はすべて当期純利益で認識される。

トピック 815 ( デリバティブとヘッジ ) のガイダンスに従う金融デリバティブ商品ではない。

当初に債務者 ( 発行者 ) に移転され、満期時又は他の決済時に債権者 ( 投資者 ) に返還される金額があること。なお、その金額は契約の元本金額を、取得時点におけるディスカウント又はプレミアムにより調整したものである。

当該負債性金融商品は、投資者自身の選択によって行う場合を除き、契約上、投資者がその当初投資の実質的にほぼすべてを回収するのではないような方法で期限前償還又は決済されない。

(c) 企業の事業戦略

負債性金融商品 ( debt instrument ) について、個別の金融商品に対する企業の意図に基づいてではなく、企業が、金融商品を管理するために用いている事業活動に基づいて金融商品进行分类する。金融負債については、(b) に掲げる金融商品の特徴の要件に合致するもののうち、下記の要件のいずれかに合致しない場合、償却原価で測定する ( 下記いずれかの要件に該当する金融負債は、FV-NI として分類 ) 。

- 発行等の当初時点で、移転を目的として保有されているものであり、企業が金融負債の公正価値で取引を行う能力を有していること。
- 金融負債がショートセールによるものであること。

(d) 再分類の禁止

企業は、当初認識時に、金融商品进行分类しなければならず、事後的に分類を変

更してはならない（再分類の禁止）。

(e) 公正価値オプション

以下の要件を満たす場合、認識時点において、金融資産及び負債のグループに公正価値オプションを適用することが認められている。

- 企業が金融資産及び負債に関する純額でエクスポージャーを管理していること。
- 企業が経営者に対して純額ベースで情報を報告していること。

上記の他、複合金融商品のうち、デリバティブ部分を区分処理することが必要な場合、当該複合金融商品について公正価値オプションを適用することが認められている。

(別添3)

## IFRS 第9号とFASBの暫定合意(9月7日時点)との比較(金融負債関連)

項目	IFRS 第9号	FASBの暫定合意
分類と測定のカテゴリ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● トレーディング目的、公正価値オプションが適用される金融負債、一定の複合商品・・・FVTPL</li> <li>● 金融保証契約、市場金利より低い金利を貸出条件とする貸出コミットメント・・・第3項参照</li> <li>● 上記以外の金融負債・・・償却原価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金融商品の特性と事業戦略の要件のいずれかを満たさない金融負債・・・FV-NI</li> <li>● 上記双方の要件を満たす金融負債・・・償却原価</li> </ul>
当初の測定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公正価値で測定する金融負債(FVTPL) 公正価値</li> <li>● 償却原価で測定する金融負債 公正価値+取引費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公正価値で測定する金融負債(FV-NI) 公正価値</li> <li>● 償却原価で測定する金融負債 取引価格</li> </ul>
分類要件	公正価値オプションが適用されない限り、多くは償却原価で測定	公正価値オプションが適用されない限り、多くは償却原価で測定
ハイブリッド金融商品	組込デリバティブについて、以下のように区分処理を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ デリバティブ部分・・・FVTPL</li> <li>➢ 主契約・・・該当する基準(金融負債については、IFRS第9号)に準拠して処理</li> </ul>	組込デリバティブについて、以下のように区分処理を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ デリバティブ部分・・・FV-NI</li> <li>➢ 主契約・・・金融商品の特性と企業の事業戦略の双方に基づき、分類・測定</li> </ul>
自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額の表示	公正価値オプションが適用される金融負債のうち、自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額については、原則、OCIに認識される。	自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額について、 <u>独立した表示は要求されない</u> <sup>12</sup> 。
実現損益の認識	原則、純利益に認識。	純利益に認識。

<sup>12</sup> FASBは、公正価値オプションに関する今後の審議において、公正価値測定の対象となる金融負債の対象が著しく拡大する場合、自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額を独立して表示すべきかについて、再度検討する可能性がある旨を示唆している。

項目	IFRS 第9号	FASB の暫定合意
	<p>但し、公正価値オプションが適用される金融負債のうち、自己の信用リスクの変動に起因する損益部分については、OCI に認識されたまま、<u>リサイクリング</u>されない。</p>	
再分類	禁止	禁止
公正価値オプション	<p>以下の要件を満たす場合、認識時点において、金融負債に公正価値オプションを適用することが認められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <u>会計上のミスマッチが取り除かれるか大幅に削減される場合</u></li> <li>➤ 金融負債のグループ等が公正価値をベースに管理され業績評価されており、当該情報が企業の経営者に対して提供されている場合</li> </ul> <p>また、複合商品のうち、一定の要件を満たすものについて公正価値オプションの適用が認められている。</p>	<p>以下の要件を満たす場合、認識時点において、金融資産及び負債のグループに公正価値オプションを適用することが認められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 企業が金融資産及び負債に関する純額でエクスポージャーを管理しており、経営者に対して純額ベースで情報を報告している場合</li> </ul> <p>また、複合金融商品のうち、デリバティブ部分を区分処理することが必要な場合、当該複合金融商品について公正価値オプションの適用が認められている。</p>